

特定建設作業の届出等の 留意点について

2021.6.10

大阪市 環境局 環境管理部 環境管理課
東部環境保全監視グループ

目次

- ◆ 特定建設作業とは
- ◆ 届出手続について
- ◆ 届出書(表紙・別表・見取図)の留意点
- ◆ その他

・参考資料 建設業のみなさんへ

(特定建設作業の届出と規制のあらまし)

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/cmsfiles/contents/0000060/60981/aramasi.pdf>

特定建設作業の定義

(騒音規制法・振動規制法から抜粋)

この法律において「特定建設作業」とは、
著しい騒音・振動を発生する作業 であって政令で
定めるものをいう。

- 例
- ・ショベル系掘削機械を使用する作業
 - ・ブレーカーを使用する作業
- 等

届出義務者

- ◆ 建設工事を施工しようとする 元請業者
- ◆ 法人の場合は、代表者（代表権を有する者） が届出者となります。
- ◆ 共同企業体の場合は、協定書等に定める共同企業体の名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記してください。

届出の提出期限

- ◆ 特定建設作業開始の 7日前までに 受付窓口に提出、若しくは郵送にて特定建設作業開始の 7日前までに 本市届出窓口に必着するように投函してください。

※「7日前まで」:「 中7日をあける 」ことを意味します。

(例)



届出書 作業の種類1

特定建設作業実施届出書の表紙は、作業の種類ごとに必要です。

例:ショベル系掘削機械・ブレーカーを使用する場合



届出書 作業の種類2

◆ さく岩機の動力源に空気圧縮機を使用する場合の 記載例

建設工事の名称	株式会社〇〇ビル新築工事に伴う解体工事
建設工事の目的に係る施設又は工 作物の種類	鉄筋コンクリート5階建 延べ床面積11,000m ²
特定建設作業の種類	さく岩機を使用する作業
特定建設作業に使用される騒音規 制法施行令別表第2、振動規制法 施行令別表第2及び大阪府生活環 境の保全等に関する条例施行規則 別表第20に規定する機械の名称、 型式、仕様	SGK-20、SGK-30 (さく岩機の型式) KAK-175S(17kW) (空気圧縮機の型式、定格出力)

届出書 作業の種類3

◆ (手持式)さく岩機と(油圧式)ブレーカーを使用する場合の記載例

建設工事の名称	株式会社〇〇ビル新築工事に伴う解体工事
建設工事の目的に係る施設又は工 作物の種類	鉄筋コンクリート5階建 延べ床面積11,000m ²
特定建設作業の種類	ブレーカーを使用する作業
特定建設作業に使用される騒音規 制法施行令別表第2、振動規制法 施行令別表第2及び大阪府生活環 境の保全等に関する条例施行規則 別表第20に規定する機械の名称、 型式、仕様	SGK-20、SGK-30 (さく岩機の型式) KAK-175S(17kW) (空気圧縮機の型式、定格出力) BRK-100A(ブレーカーの型式)

届出書の種類 留意点1

- ◆ 電気式さく岩機（電動チッパー等）を使用する場合であっても 届出が必要
- ◆ コンクリートカッターを使用する作業において、動力源が空気圧縮機の場合の届出



届出書の種類 留意点2

- ◆ バックホウ(ショベル系掘削機械)の使用について その1
 - 「原動機の定格出力が 20kWを超えるバックホウ を使用する作業」を行う場合
 - ⇒大阪府生活環境の保全等に関する条例(以下「府条例」という。)に基づき「ショベル系掘削機械を使用する作業」として届出。
 - 「原動機の定格出力が80kW以上のバックホウを使用する作業」を行う場合
 - ⇒騒音規制法に基づき「バックホウを使用する作業」として届出。ただし、環境大臣が指定するもの(低騒音型)は騒音規制法では届出不要 です。

届出書の種類 留意点3

◆ バックホウ(ショベル系掘削機械)の使用について その2

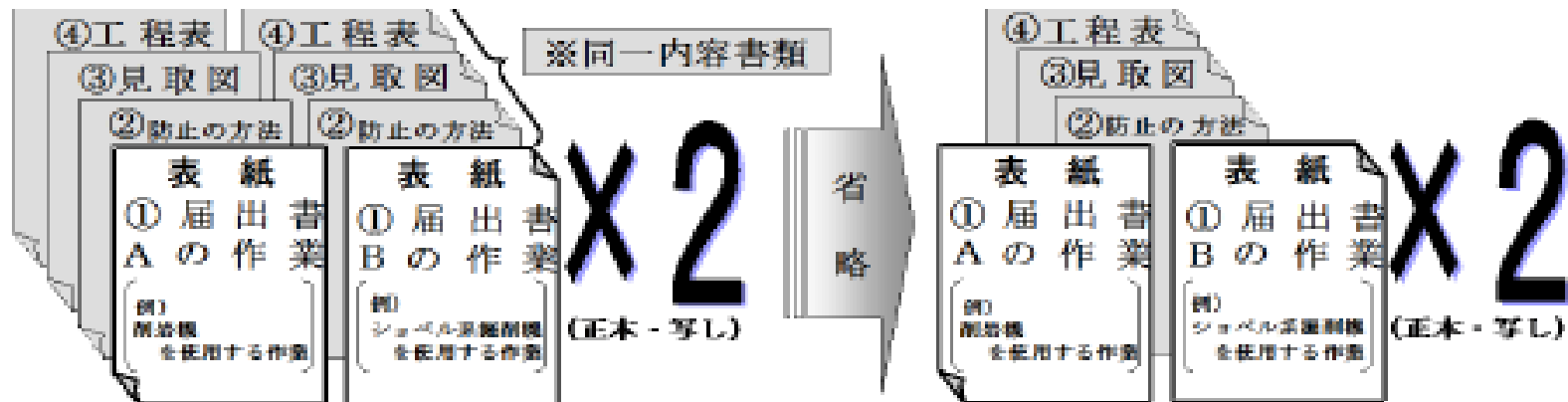
○現状、バックホウは低騒音型(環境大臣が指定するもの)がほとんどです。

そのため、定格出力が20kWを超えるバックホウについては、多くが府条例に基づく届出となります。

届出書の必須添付書類

- ◆ 騒音または振動の防止方法
- ◆ 周辺状況の見取図(工事現場等を明記)
- ◆ 特定建設作業及び建設工事の工程表

の添付が必要ですが、記載内容が同一の場合は添付を省略できます。



その他の添付書類

- ◆ 次の条件の場合、別途添付が必要
 - 1 夜間、日曜日及びその他の休日に作業を実施する場合：道路使用に関する許可等の書類
(※許可を受けた場所・期間を示す資料を含む)
 - 2 届出者に代表権がない場合：委任状

様式 8

特定建設作業実施届出書

提出日を
記入してください

令和3年6月10日

大阪市長 殿

届出先は
大阪市長宛てです

住所 大阪市北区中之島1-3-20
(電話番号 〇〇〇〇-〇〇〇〇)

氏名 〇〇株式会社
代表取締役 大阪 太郎 印

(法 代表者の氏名)

押印は必須では
なくなりました。

騒音規制

項(第2項)

振動規制

項(第2項)

大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)

特定建設作業を実施するので、

の規定により、次のとおり届け出ます。

届出書(表紙)の留意点2

建設工事の名称	株式会社〇〇ビル新築工事		
建設工事の目的に係る施設又は 工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建 延		
特定建設作業の種類	ショベル系掘削機械を使用		
特定建設作業に使用される騒音 規制法施行令別表第2、振動規 制法施行令別表第2及び大阪府 生活環境の保全等に関する条例 施行規則別表第2に規定する機 械の名称	バックホウ BH-40SS 40kW		
特定建	大阪市〇〇区〇〇〇		作業期間の 全日数
特定建設作業の実施の期間	令和3年6月18日から 令和3年〇月〇日まで 87日間 (休業日16日)		
特定建設作業の開始及び終了の 時刻	作業開始	作業終了	作業日
	8時	17時	日曜・休日
騒音又は振動の防止の方法	別表に記載のとおり		
発注者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代 表者の氏名	大阪市〇〇区〇〇〇-〇-〇 (株)〇〇 代表取締役〇〇 〇〇 (電話番号〇〇〇〇-〇〇〇〇)		

機械の名称、型式、仕様
(定格出力)を記載

提出日から中7日
以上あけてください

発注者情報も漏れなく
記入してください

届出書(別表)の留意点

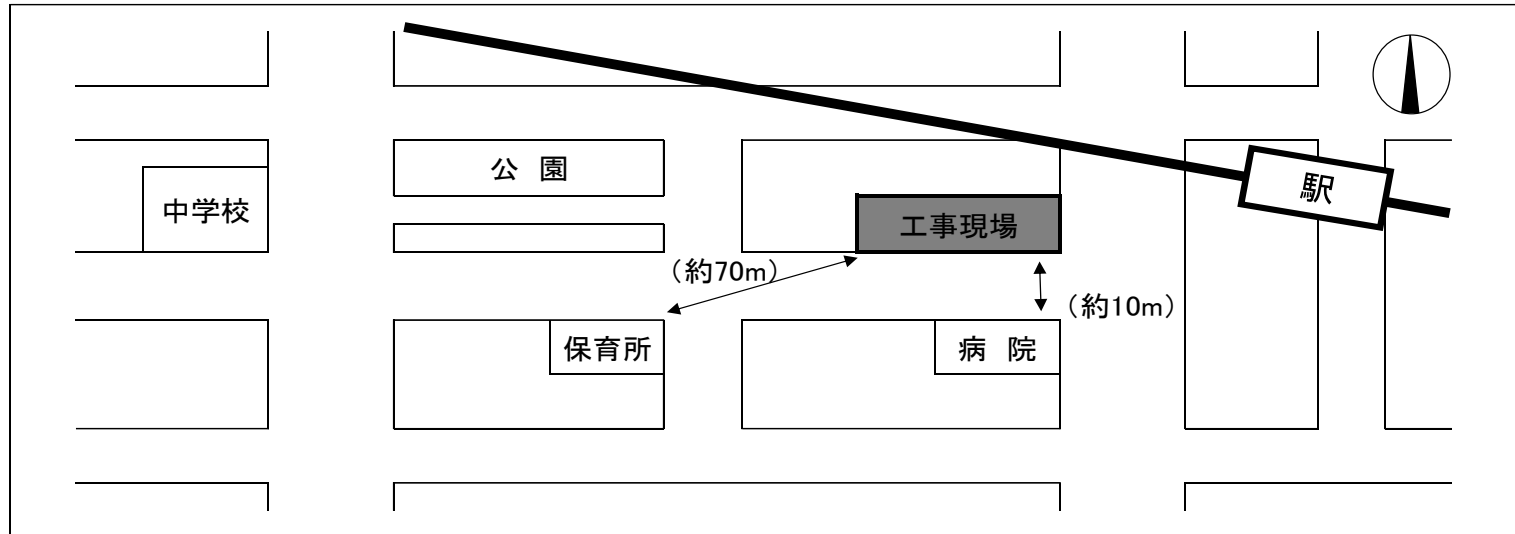
参 考	石綿 (アスベスト) 関係	⑪	建築物等の解体、改造又は補修作業を行う場合。	事前調査の実施日：令和〇・〇・〇実施。 事前調査の方法：分析・設計図書・目視調査 石綿使用の有無：有(天井・壁・その他 [])・無。 石綿の種類：吹付け石綿・断熱材・保温材・耐火被覆材・ 仕上塗材 (m ²)・成形板等(スレート等 700 m ²) 調査結果の表示年月日：令和〇・〇・〇実施・予定。
	大気 関係	⑫	排出ガス対策型建設機械使用の有無。	有 ・ 無。
本作業の公害防止自主管理責任者。				氏 名。 中之島 二郎。
				代行者も選任している場合その氏名。

- ◆ 石綿(アスベスト)を規制する大気汚染防止法、および府条例が改正され、規制の強化が図られました。改正法・府条例に基づく届出、作業計画の作成、作業基準の遵守等をお願いします。
- ◆ 令和4年4月以降、一定規模以上の解体等工事を行う際には行政へ事前調査結果の報告が必要となります。

届出書(見取図)の留意点

周辺の状況の見取図

記載例



- ◆ 周辺の状況が把握できる見取図を添付して下さい。
- ◆ 約80m以内の病院・学校等の有無が分かるよう、地図の縮尺を記載したり、現場を中心として半径約80mの円などを描く方法もあります。

Q & A

Q1 長期間継続する特定建設作業に係る工事では、特定建設作業実施届出は何回も必要か。

A1 1年以上など、長期間にわたる工事であっても 1回の届出で工期終了まで届出可能 です。

Q2 特定建設作業実施届出を行った後、作業の実施期間を延長する場合、どうすればよいか。

A2 新たに届出を行う 必要があり、届出から中7日後 が作業開始実施日となります。

騒音・振動の規制基準

項目	区域	騒音	振動
基準値	1号	85デシベル	75デシベル
	2号		
作業可能時刻	1号	午前7時～午後7時	
	2号	午前6時～午後10時	
最大作業時間	1号	10時間／日	
	2号	14時間／日	
最大作業期間	1号	連続6日間	
	2号		
作業日	1号	日曜その他の休日を除く日	
	2号		

(騒音規制法第15条、振動規制法第15条、府条例第94条)

届出先及びお問合せ先

提出先	郵便番号	住所	電話番号	所管行政区(担当区)
北部環境保全監視グループ	530-8401	北区扇町2-1-27 北区役所2階	06-6313-9550	北区、都島区、淀川区 東淀川区、旭区
東部環境保全監視グループ	541-8518	中央区久太郎町1-2-27 中央区役所3階	06-6267-9922	中央区、天王寺区、浪速区 東成区、生野区、城東区、鶴見区
西部環境保全監視グループ	552-8510	港区市岡1-15-25 港区役所4階	06-6576-9247	福島区、此花区、西区 港区、大正区、西淀川区
南東部環境保全監視グループ	545-8550	阿倍野区阿倍野筋1-5-1 あべのルシアス12階	06-6630-3433	阿倍野区、東住吉区、平野区
南西部環境保全監視グループ	559-0002	住之江区浜口東3-5-16 住之江保健福祉センター分館	06-4301-7248	住之江区、住吉区、西成区

◆大阪市環境局HP

大気汚染・騒音・振動・悪臭などに関する規制と届出関係

<https://www.city.osaka.lg.jp/kankyo/page/0000060314.html>